

珠洲市若者定住促進支援事業

事業の目的

この事業は、新規学卒者及びU・Iターン者の日常生活の支援を行うことで、本市における若者の定住の促進を図ることを目的としています。

新規学卒者とは

- ・義務教育を修了した方
- ・義務教育終了後に引き続き就学し、当該卒業年限を修了し卒業した方

Uターン者とは

- ・本市から市外に移住し、再び本市に転入した満40歳以下の方(本市に住所を有しなかった期間が1年超の方)

Iターン者とは

- ・本市を出身地としない方で、本市に転入した満40歳以下の方

事業の内容

・市長との意見交換会～しゃべり場すず～の開催

新規学卒者及びU・Iターン者の意見を本市の施策に反映するため、市長を囲んでの意見交換会を行います。年2回を予定しています

・商品券の交付または珠洲トチボの付与

新規学卒者、U・Iターン者の日常生活を支援するための商品券(3万円分)または珠洲トチボ(3万円分)を交付します。市長との意見交換会～しゃべり場すず～席上にて交付します。交付は1人につき1回とします。

商品券交付対象となるには(詳細は裏面をご覧ください)

新規学卒者

卒業
(地元の学校)

就業
(卒業の日から
3年以内)

U・Iターン
者

転入

就業
(転入の日から
1年以内)

就業

就業
(就業の日から
1年以内)

・商品券交付申請書を産業振興課へ提出してください。

・申請書はホームページからダウンロードできます

就業とは次のいずれかを指します

- ・珠洲市、輪島市、能登町、穴水町の事業所に就職
- ・珠洲市、輪島市、能登町、穴水町にて自ら事業を営む
- ・珠洲市、輪島市、能登町、穴水町にて家族が個人事業主の事業に専従



お問い合わせ

〒927-1295 珠洲市上戸町北方1-6-2 珠洲市役所産業振興課商工振興・企業誘致係

電話 0768 (82) 7775 mail : rousyou@city.suzu.lg.jp

珠洲市若者定住促進支援事業 商品券等交付対象者分類シート

